

**令和8年度(2026年度)任用
熊本県総務厚生課会計年度任用職員採用試験 試験案内**

1 職種、採用予定人数、勤務場所及び主な業務内容

職種	採用予定人数	勤務場所	業務内容
事務補助職員	2人程度	総務厚生課 (変更の範囲: 変更なし)	【総務厚生課事務補助業務】 ・庶務事務集中化処理に係る事務補助 (変更の範囲:雇入れ直後の従事すべき業務と同じ)

2 受験資格

- ・パソコンの基本操作技術(Word、Excel等)を有する方
- ※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

- ・個別面接による口述試験を実施します。
- ※ 受験の際に持参するもの
- ・受験票、筆記用具(鉛筆・消しゴム等)

4 試験の日程・集合場所等

(1) 日時・会場

日時: 令和8年(2026年)2月3日(火)午前9時00分着席

集合場所: 熊本県庁行政棟本館13階 談話コーナー

〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号

※ 試験当日は、県庁外駐車場の使用ができますが、できる限り公共交通機関をご利用ください。

※ 身体障がい者用駐車場の利用を希望の方は、事前に「9 申込・問合せ先」へご連絡ください。

(2) 合格発表

令和8年(2026年)2月10日(火)までに発表予定

(3) 合格通知等

試験結果については、合格者に対して郵送により文書で通知します。

また、合格者の受験番号を熊本県のホームページに掲載します。

<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

5 採用方法等

- (1) 合格者については、「熊本県総務厚生課会計年度任用職員(パートタイム・事務補助職員・総務厚生課事務補助業務)任用者名簿」に登載し、令和8年(2026年)4月1日以降、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から順次採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和8年(2026年)5月31日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が合格者数よりも少ない場合は、採用されないこともあります。

6 勤務条件等

- (1) 職の区分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

- (2) 任用期間

令和8年(2026年)4月1日～令和8年(2026年)5月31日

※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。

- (3) 勤務地

熊本県庁 総務厚生課内

- (4) 勤務日数及び勤務時間

1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

1日の勤務時間は6時間又は5時間

9:00～16:00 (週4日)

9:00～15:00又は10:00～16:00 (週1日)

- (5) 休憩時間

12:00～13:00

- (6) 休日等

土曜日、日曜日、熊本県の休日を定める条例により休日とされる日

- (7) 休暇等

有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり

- (8) 報酬等

①報酬日額 6時間：7,262円

5時間：6,052円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 支給なし

④勤勉手当 支給なし

※報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

- (9) 社会保険

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

- (10) 公務災害等補償

地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用

今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月とします。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。ただし、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

※営利企業への従事等の制限については、パートタイム勤務の者は適用を受けない。

(13) 退職に関する事項

地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では提供できませんのでご注意ください。

提供を求めることが できる人	提供する内容	提供期間	提供場所
受験者	総合得点及び 総合順位	合格発表の日から 1か月間	総務厚生課

8 申込手続等

(1) 申込方法

・応募者は、以下の資料を「9 申込・問合せ先」に郵送又は持参してください。

なお、郵送する場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「会計年度任用職員（総務厚生課事務補助業務）申込」と朱書きしてください。

① 申込書（写真貼付）

※ 申込書の写真（申込前3ヶ月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦3.5cm、横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。

② ハローワークを通じて申込む場合は、ハローワークの「紹介状」

(2) 受付期間

令和7年(2025年)12月24日(水)～令和8年(2026年)1月14日(水)

持参：受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律により休日とされる日及び年末年始(令和7年(2025年)12月29日から令和8年(2026年)1月3日まで)は受付ができませんのでご了承ください。

郵送：令和8年(2026年)1月14日(水) 午後5時15分まで必着とします。

※応募者多数の場合は、上記期間内でも受付を締め切ります。

(3) 受験票の交付

受付期間終了後郵送しますが、令和8年(2026年)1月28日(水)までに届かない場合は、至急、「9 申込・問合せ先」まで問い合わせてください。

※ 受験票の受領後は、試験についての問合せ等に受験番号が必要ですので、受験番号は別に控えておいてください。

※受験票を紛失した場合は、必ず「9 申込・問合せ先」へ連絡してください。

9 申込・問合せ先

〒862-8570 熊本中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁13階

熊本県総務部総務私学局総務厚生課総務・システム班

電話番号 096-333-2123